

定 款

平成29年 5 月31日 改正



株式
会社

丸

榮

株式
会社

丸 榮 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社丸榮と称する。

英文を使用するときは、MARUEI DEPARTMENT STORE COMPANY, LIMITEDと記する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 百貨店業
2. 各種物品の製造加工業
3. 物品卸売業
4. 輸出入業および商取引の代理業
5. 写真・印刷・出版・理容・クリーニング・古物商の各業および各種診療所・飲食店・宿泊施設・遊戯場・文化教室ならびにスポーツ施設の経営、ゴルフ・テニス等の会員権の売買およびその斡旋
6. 衣料品・日用雑貨品・家具・家庭用電気製品等の通信販売業
7. 飲食物・鮮魚介・加工食糧品・食肉・米穀および穀類・酒類・ビール・酒精含有飲料・健康食品・薬品・医薬・医薬部外品・医療用具・石油製品・毒物・劇物・酒精・自動車用品・計量器および骨ばいの売買
8. たばこ・塩・富くじ・入場券・乗車船券の売さばき
9. 建築・装飾・造園・室内設備の設計、監理および請負ならびに各種物品の更正修理の引受
10. 各種の興行ならびに結婚式・パーティー等の各種イベントの企画・運営
11. 土地・建物の売買、仲介および賃貸
12. 警備・清掃および施設の保守管理業務
13. 建築物における電気設備、機械設備、防災設備の工事等の設計、施行、メンテナンスならびにその機器・機材の販売
14. 衣装、家庭用電気製品、家具、旅行用品、通信機器、事務用機器、自動車、美術品、スポーツ用品のレンタル・リース業
15. 貨物運送取扱事業および倉庫業ならびに駐車場の経営
16. 広告・宣伝に関する業務
17. 人材派遣業務
18. 総務・経理・財務・労務に関する事務代行、ならびに業務のアウトソーシングの受託
19. 旅行業
20. 生命保険募集業、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
21. 割賦販売法に定める前払式証票の発行および取扱いに関する業務
22. 指定管理者制度に基づく公の施設の管理受託
23. 有価証券の取得
24. 前各号に附帯する一切の業務

(所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告ができない場合は名古屋市において発行する中日新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億7千万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(招集権者および議長)

第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長にさしつかえがあるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、取締役会長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役会長を置かず、または取締役会長にさしつかえがあるときは、取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対しこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(相談役および顧問)

第28条 取締役会は、その決議により、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会規定)

第29条 取締役会に関する事項は、法令および本定款で定めるもののほか、取締役会で定める取締役会規定による。

第5章 監査役および監査役会

(監査役員数)

第30条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役および常任監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

- 2 監査役会は、その決議によって常任監査役を置くことができる。ただし、常任監査役には、常勤の監査役を充てる。

(監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対しこれを発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

(監査役会規定)

第37条 監査役会に関する事項は、法令および本定款で定めるもののほか、監査役会で定める監査役会規定による。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末剰余金の配当の基準日は、毎年2月末日とする。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

- 2 未払の期末剰余金の配当または中間配当には、利息をつけない。